

経済産業省告示第二百十三号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百二十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を告示する。

平成十七年八月二十二日

経済産業大臣 中川 昭一

新 名 称

旧 名 称

変更年月日

茨城県立筑西産業技術専門学院 電気 茨城県立下館産業技術専門学院 電気 平成十七年四月一日  
工事科 工事科

独立行政法人雇用・能力開発機構兵庫 独立行政法人雇用・能力開発機構兵庫 平成十七年四月一日  
センター 電気工事技術科 職業能力開発促進センター 電気工事  
技術科

専門学校広島工学院大学校 工業専門 広島工学院専門学校 工業専門課程 平成十七年四月一日  
課程 電気工事士学科 電気工事士学科